HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政治的代表の論理
Author(s)	小川, 晃一
Citation	北大法学論集, 37(1), 1-49
Issue Date	1986-06-05
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16517
Type	bulletin (article)
File Information	37(1)_p1-49.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

政治的代表の論理

小川晃一

一

政治思想史上、代表について述べられた最も有名な言葉は、一つは、代表者としての議員が有権者から独立して独自の判断で行動できるとするバークのそれ、もう一つは、代表を否定したルソーのそれであろう。まず、バークによって典型的に表現されたとされる代表の観念について述べよう。彼はブリストルの有権者にあてた有名な演説の中でこういっている。(1)

・・・様々な敵対的な利益から送られてきた大使の会議ではない。そこでは、それぞれが代理人かつ代弁人としてその他の代理人かつ代弁人である人びとに対し、自らの利益をまもらねばならないであろう。しかし、議会は一つの利益、つまり全体の利益をもった一つの国民の審議的な集会であり、地方の目的や地方の偏見ではなく、全体の一般的知性から生じた一般的な善が指計とならねばならない。

代表者たる議員は、「地方の目的や地方の偏見」につかえるのではなく、「一つの利益、つまり全体の利益」につかえるのであり、また、「全体の一般的知性から生じた一般的な善」が「指計」となるべきものである。このように行動する議員＝代表者は、有権者から《独立的》に行動しうるし、またそう行動しなければならないのであって、自分の選挙区や有権者の指示に従わなくてもよいというのである。

有権者からの議員＝代表者の独立という観念は、すでにかなり以前からあった。国家権力を代表するものが国王のみで、国王が国家的視野に立って統治し、議会がこの権力を抑制していた時代には、議員はそれぞれの地方的利益を促進するだけでよかったであろう。しかし議会の地位が高まり、議会が直接に統治を担当し、国家的視野をもたねばならなくなるときには、こうした独立性の観念は当然に現れてこよう。イギリスにおいては名誉革命がその重要な転期となっ

たといってよく、この観念を強く表現するようになるのがウイッグであった。

アルジャーノン・シドニーは一六九八年、「ケントやサセックス、リューズやメイドストンなどで選ばれた議員が議会で奉仕すべく送られるのは、これらの場所のためではなく全国民のためである」という。[2] したがって、

> 判断を下すための情報として選挙人の意見に耳を傾けるのはよいことであろうし、彼らのいうことが大きな重みを持つということになろうが、・・・彼らが奉仕しており、かつ彼らの決議に同じような強い関心をもっている国民全体を集めることができないとすれば、彼らは何人かに対して自分の行動を説明する厳密かつ適切な義務を負っていない。

シドニーによれば、議員は選挙人からの指示に従う義務を負っていないし、また、自分の行動を彼らの前で「説明」する必要もないというのである。フランス革命の時には、この観念はシエイエスのイニシアティヴに基づき、議員＝代表者の独立性として憲法（一七九一年憲法）によって成文化されるまでになった。

> 各県から選出された代表者は、個々の県の代表者ではなく、全国民の代表者である。彼らに委任を行うことはできない。

議員が国民から独立であるという観念や制度は、議会が統治の少なくとも一つの中枢を占める近代において、《近代議会》成立の条件であるといえる。議会の前身であった等族会議にあっては、構成員は選挙民の命令的指示に服し、選挙民に対し責任を負うとされるのが普通であって、この点、近代議会は等族会議とは明瞭に区別されるのである。議員＝代表者の独立性は議会の地位の上昇の一つの《系》であり、ヨーロッパとりわけイギリス議会の伝統をなしてゆく。「イギリスやフランス革命に続く初期立憲主義の時代、ヨーロッパ大陸に発達した古典的代表議会制」においては、「個々の議員は、ある特定の選挙人団やある特定の選挙区の代表者ではありえず、フランス革命以来すべての成文憲法の代表制に規定されているように「全国民の代表者」でなければならない。しかもこの国民の代表者は「一定の人格的な固有の価値の保持者」でなければならないのである。

《国民の代表者》は使用人としての資質ではなくて、主人としての資質を備えていなければならない。この代表者は一定の人格的な固有の価値の保持者でなければならない。またこの人物は、固有の尊厳と権威とを要求できるのでなければならない。即ち、消極的な表現をすれば、この国民の代表者には、その決定が他の人びとや他の組織により影響されることによって市民権の縮小をこうむることは許されない。かくてなぜ決定の自由が政治的決定にあずかる代表、したがってとくに議会代表というものの本質に属するものであるのか、そしてまた、なぜフランス革命以来ボン基本法に至るまで、議会主義的代表制を標榜するすべての憲法に、議員は「委任及び指示に拘束されない」という詳細な基本条項がみ出されるのかが理解されるであろう。

・・・

このように全く独立の議員から構成される議員というものは・・・国民の中で最もすぐれた者、エリート、精神的貴族層によって構成さるべきものである。代表議会制の枠内では、選挙はまさに「精神、知力、及び教養の傑出した人物」を選びだすという機能を有している。・・・かように国民のエリートから構成される議会というものは、国民にとって可能なかぎりの最善の決定を下しうるはずであり、またそのように構成された議会は可能な限り最大の権力が信託さるべきであることは、代表議会制の創造的属性に対する信念からいえば自ずと生れる結論であるといってよい。[3]

このような伝統的な代表の観念においては、国民の中の意見を反映するという側面はどちらかといえば軽視されざるをえない。デモクラシーが進展した二〇世紀においてもそうである。二次大戦後イギリス人L・S・エメリーは、有名になった『憲法に関する思索』の中で選挙の意味は、有権者の意見を反映することではなくて、国民の同意のもとに「議会の中で効果的に事を運びうる政府を確認すること」であろうとしている。[4]

よく論じられる比例代表制の問題について私が詳細に論ずることをあなた方は期待なさるまい。個々の有権者の意見をより正確に代表させようとの議論の多くは、ジョン・スチュアート・ミルの時代から、今日この見解のあくことを知らぬまた説得力のあるチャンピオン、故J・H・ハンフリー氏に到るまで、わが国憲法についての誤った観念と考えられるものに基づいている。われわれの憲法が《算術的憲法》ではなく、また選挙の目的が想像上の《国民の意志》とか、あるいは――こういった方がよいかもしれないが――《多数者の意志》とかを確かめることではなくて、国民の同意をえて議会の中で効果的に事を運びうる政府を確認することであるとすれば、実効ある多数

派をもって政府がつくられることの方が、政府がある特定の割合の有権者を代表することよりも一層重要である。

エメリーは、イギリス憲法における選挙の本質が国民の同意をえた強力な政府をつくることであって、国民の中の意見、あるいは国民の様々な意見を、議会とか政府とかに正確に反映することではないというのである。このような観念はイギリスの中でも保守的といってよいものであろうが、これはイギリスの最も伝統的な考えを表わしており、イギリス的代表理論の本質をなすといってよかろう。

このような代表の観念は《直接民主主義的》な立場からは反対をうけざるをえまい。すでにルソーはこうしたイギリス的代表観念を否定し、その代議制についてこういっている。(5)

イギリス人は自由だと自ら考えているが、それは大きなまちがいである。イギリス国民は議会の構成員を選挙する間だけ自由であるにすぎず、選挙が終れば奴隷になりさがり、何ものでもなくなるのだ。イギリス国民が自由をもつこの短い期間にどう自由を行使するかをみると、自由を失うのも当然だと思われる。

「イギリス国民は議会の構成員を選挙する間だけ自由であるにすぎず、選挙が終れば奴隷になりさがる」、というこのルソーの言葉はあまりにも有名である。ルソーのみたイギリスの選挙や議会は、あの一八世紀半ばの――ネミアー描くところの(6)――《腐敗した》ものであるかもしれない。しかしそれはまたバークが弁護しうるものでもあり、イギリスの代表制や議会の本質が現れているものであったのだ。

イギリス本国と戦い、独立に向かって進んだアメリカ人がイギリス的代表の観念を拒否したのは、ある意味では当然であったといえよう。彼らには、貴族たちが牛耳るイギリスの議会や議会を支える代表制はとりわけ堕落したものに思えた。彼らがモデルとしたのはむしろフランス的な政治（《ルソー》的な《直接民主主義》に近い政治）であった。一九二一年、あらゆる財産資格を廃し、投票権を画一的にするという提案を行ったニューヨーク州憲法制定会議における『選

挙権に関する委員会』はこういう。財産による区別は、様々の社会階級が特別の代表を必要とするイギリス起源のものである、アメリカでは唯一の同質的グループ、人民しかいないのであり、すべての利益は同一であって、唯一の資格は美徳と道徳であると。[7] 実際、イギリスの代表の観念とアメリカの代表の観念は対極をなすといってよい。アメリカ的代表の観念は《直接民主主義的》なのである。直接民主主義は、いうまでもなく、民衆が直接統治にたずさわることであるが、代表の観念におけるその《系》は、代表を選んだ母体のなかの個々人すべての意見を集め、これを公平に統治に反映させるということになろう。したがって、選挙人と代表者の意見は似ていれば似ているほどよく、両者の関係は密接であれば密接であるほどよいことになる。独立革命期の思想家であり政治家であるジョン・アダムズはこういっている。「代表的な立法部は、国民全体の正確な像であり、ミニアチュアであって、国民と同じように考え、感じ、推論し、行動せねばならない」[8]と。彼はのち保守的となってゆくが、それでも「代表者の会議」においては、芸術におけると同じように「肖像画の完璧性は相似にある」といっている。[9] 同じ頃、憲法制定会議においてジェームズ・ウイルソンも「肖像は実物に似れば似るほどよい」とし、「立法部は社会全体の最も正確な模写であり」、「国民の声の忠実な反映でなければならない」、という。[10] 直接デモクラシーの考えを最も簡明率直に述べたのはジェファソンである。[11]

もしこの言葉（共和国）に正確で明確な観念を付するとすれば、単純明快に私はこういおう。それは、マジョリティによって定められたルールに従って、直接にかつ自ら行動する市民大衆による政治を意味し、他方すべての政府は、この構造中に、こうした市民の直接的行動の要素をどれぐらい含むかに比例してそれだけ共和制的になると。このような政府は、明らかにごく少ない人口をもつごく狭い空間のものに限られる。そういうものがニューイングランドのタウンシップよりも広い領域で可能であるかどうか疑問である。

他の共和政体はすべてこの理想的な共和制の尺度によってよしあしを測らるべきである。この理想的な共和制のモデルがルソーの『社会契約論』の理想国家であることは想像に難しくない。代表制はこの純粋なモデルから隔たったもの

ではあるが、それにできるだけ近いものでなければならない。

この純粋な要素からの最初の変異は、政府の権力が分立され、そのおのおのが、代理によるか、あるいは選挙区民の意志を表現する義務を怠らしめることのないよう短期間だけ選出される代表者かによって行使される場合である。[12]私はこのものを純粋な共和制に最も近く、かつ大きな州や人口の多い所でも実効可能なものと考える。州憲法のいくつかにはその例がある。

このような代表の観念は、アメリカの伝統的な考え、それも最も強力な伝統に属するといってよい。それは具体的には次のような点に現れる。

一、早くから行われた普通選挙。

二、早くから行われた公職の選挙制。

三、早くから行われた人口に比例した議席の配分。

四、早くからの議員への指示の重視。

五、早くから公職への候補者の決定をば——幹部会制（コーカス）からきりかえて——公開的なものにしたこと。ジャクソンの時代にすでに党大会での決定に変えられ、一九世紀末からはすでにプライマリー制が広がったこと。

これらの諸点は、イギリスの最も強力な伝統と鮮やかな対照をなしている。ジャクソン大統領の一八二九年の年頭教書に感激したベンタムが彼に祝辞を送ったゆえんである。「立法の領域に関する貴殿のお考えと私自身の考えが一致しているのをみ、驚きと喜びのいりまじった念をおぼえずにはおれません」[13]。現在、人口に比例した議席の配分がいかに徹底して行われているかをみても、アメリカ的伝統のいかんは十分に納得されるであろう。

以上、近代における代表の観念・制度を概観した。また、ヨーロッパとりわけイギリス的伝統とアメリカ的伝統の相違をみ、この相違が、一方の、代表者の独立性の強調と、他方の、国民への密着性あるいは国民によるコントロールの

強調にあることを明らかにした。

以来、政治においてデモクラシーはますます進み、その帰結は到る所に滲透しており、代表もその例外ではないと思われる。バークが世を去って半世紀もたたないうちに、イギリスにおいても、選挙法が改革せられ、旧来のアリストクラシー支配に最初の大きな打撃が加えられた。また、保守党党首のピールが『タムワース綱領』を発表し、政権をとったときに実行すべき政策を約束しながら選挙にのぞんだのは、それからまもなくのことであった。現在では政党は一般的な党綱領をもつのが普通であるし、イギリスではそのほか選挙毎に、その直前に《マニフェスト》を発表し、政権をとったときに実行すべき政策をより具体的に提示している。代表される側の有権者もしばしば期待する事項を積極的に代表者（候補者）に示してその実行を投票の条件とし、代表者もその実行を約束する。このような場合に、政党や候補者が公約や約束に全く拘束される必要がないとなしうるであろうか。全く拘束される必要がないというなら、それは約束の性質からしておかしいことになる。政治において、確かに、不測の事態は起こらざるをえず（《一寸先は闇》）、この不測の事態に対処してゆくことは政治家の宿命である。あまりにも特殊な不測の事態の生起は公約を実現しえなかったことについて政治家を免責しよう。しかし政治家の約束には、ごく稀な場合のほかは、不測の事態は折りこまれているはずとみなければならない。政治に不測の事態はつきものなのであるから。さもなければ、政治家の約束は全く当てにならないことになろう。《政治家は当てにならぬ》という言葉はレトリックとしていうにはさしつかえなかろうが、真摯な議論ではない。公約や約束は十分に尊重されねばなるまい。現代におけるデモクラシーの進展は、代表者の独立性を《削減》し、代表をアメリカ型に近づけているように思われる。

代表の制度や観念は不断に述べられてきたし、説明されてもきた。にもかかわらず、それらの中にある代表の論理が十分に追求されてきたとは――つい最近まで[14]――いい難い。代表の《論理》が説明されるときにも、一貫した理論をも

つカテゴリーとしてではなく、よく《便宜》的な方策、直接民主主義的な要請と、適切な統治とを両立妥協せしめるプラクティカルな考案とみられるにすぎない。[15] いったい、単なる《便宜》的な考案以上のものとしての代表の理論はありうるのであろうか。イギリス型とアメリカ型、代表者の独立性を強調する議論と、代表者の国民への密着を強調する議論とに共通する代表の論理、代表者の独立性と代表される者の一定の積極性とをともに折込み包摂した、矛盾のない代表の理論は可能なのであろうか。もしそうしたものがありうるとすれば、どのようなものであろうか。こうした論理を追求するのが本論の課題である。本章では代表の理論の歴史をとりあげ、次の章では私なりの代表の理論を展開してみたい。

二

代表の観念を明らかにしたものとしてバークの言葉はよくとり上げられるが、バークは代表の観念を体系的に明らかにしているわけではない。代表観念の発展において政治思想史上最も画期的な役割を果たしたのは、むしろホッブスであるといってよい。彼は『リヴァイアサン』において、代表の観念を多分に体系的に展開し、また彼の政治思想の体系においてもこれに重要な役割をふりあてている。このことは従来あまり注目されてこなかったが、ピトキン教授によってとりあげられ、見事に展開された。[16]

ホッブスが代表について述べているのは、『リヴァイアサン』第一部第一六章であり、「人格（ペルソナ）」について述べているところである。そこで彼は役者の所作から代表を導びいている。人格とは「舞台上でも日常の会話でも役者（アクター）と同じであり」、代表とは、役者が「彼自身や他の者を演ずる act」ことであって、「他人を演ずる者は、その人格をになっているとか、

その名において行動するとか、いわれる」。《代表者》とは他人の人格をにない、他人の名において行動する、いわばその他人ならばそう行動したように《演ずる》者である。演技者（アクター）の言葉と行動とが演ぜられる仮面の本人の言葉であり行動であるとせられるように、代表者が代表される者の名においてなす発言や行動は、代表される者の言葉や行動とされる、いわば、代表される者＝演ぜられる本人に帰属せしめられる。ホッブスはこうした帰属を、代表者の言葉や行動を《自分のものとする》own ことと表現している。ただ、この帰属には本人の「オーソライゼーション」がなければならない。

人為的人格のうちのあるものは、彼らが代表する者をして、彼らの言葉と行為とを自己のものとさせる。そのときは、この人格は、演技者（アクター）であり、彼の言葉と行為を自分のものとする者は、本人（オーサー）である。そしてかかる場合にはこの行為者は権威（オーソリティ）にもとづいて行為するというのである。

代表者が本人の名で話したり行動したりし、その言葉や行動が本人のものとして本人に帰属せしめられるには、帰属について本人のオーソライゼーションがなければならないということになる。例えば、代表者がある人（本人）の名で約束し、その約束が本人のなした約束とされ、本人がその約束によって拘束されるようになるには、そうしたことの本人の承認がなければならない。したがって、あらかじめ一定の範囲内でしかオーソライズされていない場合には、その範囲をこえた代表者の言葉や行為は本人に帰属されないことになる。

各人は、彼らの共通の代表者に、各人自ら個別的に権威（オーソライズ）を与えるのであって、各人が代表者に無制限に権威を与える場合には、彼のなすすべての行為を自分のものとする。そうではなくて、彼がどのようなことにおいて、どのていどまで自分たちを代表するか、これを制限した場合には、人びとのうち誰も、人びとが彼に行為する許可を与えた以上のことを自分のものとしない。

代表についてのすぐれた理論家であるピトキン教授は、この点から、ホッブスの代表理論を「オーソライゼーション

説」の原型であるとしている。[17] こうした代表の観念は、ホッブスの政治論においてきわめて重要な役割を演ずるようになる。

まず、国家権力（主権）の設定と国家の形成は、なによりも主権者＝代表者の選任である。国家権力の設定は、人びと相互の信約によるが、主権者である統治者はそこでは代表者として選ばれるのである。この代表者は国民の平和と共同防衛のために権力を行使しなければならない。

《コモンウェルスの定義》　それ〔主権者〕は、ひとつの人格であって、彼の行為については、一大群衆がその中の各人相互の信約によって、各人すべてをそれらの行為の本人としたのであり、それは、この人格が各人の平和と共同防衛に好都合だと考えるところにしたがって、各人すべての力と手段を利用しうるようにするためである。[18]

代表者＝主権者は平和と共同防衛のため権力を行使するが、ここで主権者が代表者であることの意味は、こうした目的のために代表者である主権者がなした行為はすべて「本人」である国民がなした行為として、国民によってうけとられるということ（帰属）である。ホッブスの契約説は統治権力を設定するものではあるが、契約は国民となるべき人びとの間でのみ結ばれるのであって、統治者は契約の当事者にならない。ホッブスは従来の統治契約説の《弱点》を考慮し、このようにしたのである。《弱点》とは、いうまでもなく、統治者が契約の当事者であることによって、契約上の義務が彼にかかってくるということであり、ホッブスは、統治者を契約上の義務から解放するために、彼を契約の当事者からはずそうとした。こうすると、統治者は国家の中にあって、ひとり《自然状態》のままでいることになり、国民と彼の関係はそれだけ空虚なものとなってしまう。統治者と国民との関係をより具体的に代表の関係として設定するようになったのは、この空白をうめようとしたためであるとなしえよう。[19] 少なくとも統治者と国民との関係をより具体的なものにしようとしたのであろう。双方の関係が代表の関係とせられることによって、主権者の行為は――《自然状態》

における――《強制》ではなくて、オーソライズされ了解された関係に立ちうるようになる、とこうホッブスは考えたに違いない。国民各自は信約によって代表者を主権者として選び、彼が一定の目的のために代表者として行動し、そうした行動が自分たち本人の行動であるとなるようオーソライズしたのである。

ホッブスの代表の観念においては、主権者＝代表者は自主的に判断して行動できる広範な領域をもっている。確かに、彼には国民の平和と安全のために行動するという条件が厳として付されていよう。しかし、平和と安全に対する脅威が存在するかいなか、またこの危険に対してどのように対処するのが適切かの判断は主権者がひとり独占するところであり、国民はといえば彼の判断をそのままうけいれるだけである。というのは、主権者は代表者でもあるから、彼がなした行動はすべて国民自身の行動であり、それは、国民がこれを自分の行動とすること（帰属）を承認したはずであるから、とされているのである。また国民は主権者がなした行動を批判したり彼に逆らったりすることができない。代表者のなした行動は《自分の》行動であり、自分の行動に自分が逆らうなどということは、ナンセンス以外のなにものでもないから、というのである。最終的な判断も代表者が独占し、国民はこれに非難をあびせることができないのである。

> 各臣民は設立された主権者のすべての行為と判断の本人なのであるから、主権者がなにをしようと、それはどの臣民に対する侵害でもありえないし、また彼は臣民のうちの誰からも不正義の非難をうけることはない。というのは、他人からのオーソライゼーションに基づいてもの事を行うものは、それによってその他人に何の侵害をなすものではないから。ところで、コモンウェルスの設立にあたって、各個人は、主権者が行うことすべての本人になったのであるから、したがって、自分の主権者からうけた侵害に対して不平をいうものは、彼自身が本人である事がらについて不平をいうわけである。(20)

ホッブスの代表者は完全に本人に代位してしまい、代表者の選出以後は代表される者は服従あるのみである。そもそもばらばらの人びとの意見や意志が収約され、統合されることには、代表者＝主権者が決定的な役割を果たす。

その役割がなければ、群衆の中での統一は殆ど理解できない。したがって代表者の人格は統一されていなければならない。というのは、

> 人格をひとつにするのは、代表者の統一であって代表される者の統一ではないからである。そして人格を荷うものは代表者であり、しかもただ一つの人格である。このようにしてでなければ、群衆の中に統一を理解することができない。[21]

ばらばらの個人たちが統合されるのは、代表されるばらばらの個人たちが代表者を選び、統合された人格をもつ代表者に従って、代表者の行動の、それぞれ本人となることによってである。その逆、あらかじめある統一されたグループがあって、そこからそのグループを代表する代表者が選ばれるわけではないという。

ホッブスほど代表の観念を代表者に比重をかけて説いた思想家はいまい。彼は代表の観念を導入するのに、確かに、役者や演技を足場にした。これは適切であったといえる。役者や演技には、演ぜられる人物の姿や心をできるだけよく再現せしめるという観念が伴う。少なくともよい役者や演技はそうである。適切にもこうした出発をしながら、ホッブスは、そのように観念を発展せしめず、いわば役者を本人にかえきってしまい、代表者を代表される者に完全に代位せしめてしまった。[22] ホッブスの主権者は代表者でありながら――というより代表者であるがゆえなのだが――国民の感じ考えているところを把えこれを実行することをしない、という批判がなされるゆえんである。こういう批判に対して、ホッブスはそうではないと否定するであろう。国民はなによりも平和と安全を望んだのであり、そのために主権者を代表者として選んだのであって、代表者はこれを実現しようとしているだけなのだ、と。これに対して、平和と安全に対する脅威があるかどうか、その危険にどう対処するのがよいか、こうした判断はすべて代表者＝主権者に独占され、国民はこれに異論があっても全く異議を申し立てることができない、これは代表の観念に反するのではないか、と疑問が提出されるかもしれない。これに対しては、ホッブスは、平和と安全のために代表者がなす行為はすべて本人＝国民自

身の行為として本人に帰属せしめられること、これを国民は承知したではないかと、反論しよう（それに、平和と安全について種々雑多な国民の意見をいちいちとり上げたのでは必要な対応ができなくなってしまう。そればかりか、人びとがそうした様々の意見を提出し争うこと自体、かえって平和に対する攪乱要因となってしまうと）。ホッブスは自分に対する批判は十分に計算していたに違いなく、彼が代表理論を提示したのはまさにこうした批判に対応するためでさえあったといえなくもない。

ホッブスの主権者は専制君主に極めて近いかもしれない。確かに、彼の主権者は専制君主と同じではないし、啓蒙専制君主とも同じではない。啓蒙専制君主は国民の利益のために統治し、この点で単なる専制君主とも異なる。しかし、啓蒙専制君主は、国民の真の利益がどこにあり、どうしたらそれを実現できるかについては、国民自身は十分によく判断することができないとし、国民にはこれを判断する権利を与えないであろう。ところが、ホッブスにおいては、主権者は単に国民の利益のために統治するだけではなく、なにをなすべきが（平和と安全のための統治）を決められて国民から代表者として選ばれたのである。代表者である主権者と国民との間には《意志》は通じている。にもかかわらず、国民の存在は軽くみられすぎているとせねばならない。彼の代表理論の欠陥はどこにあるのであろうか。

代表においては、本人は舞台に自ら現われる be present ことはしない。さればといって全く非存在でもない。他人に《代って行動する》act for 場合にもいくつかの意味があろう。代る者が本人に代りきってしまい、本人が――舞台から――消え去ってしまうものがある。野球のピンチヒッターは代えられた選手に全く代りきってしまい、彼がヒットを打てば彼自身の功績になる。功績や責任は代ったピンチヒッターのものになり、代えられた者に帰せられることはなく、完全に代ってしまうのである。他方、代表者は自らの判断で行動するにしても、彼は代表される者の名において行動するのであって、代表される本人は消え去ってはいない。代表者が代表される者の名においてなす行動は、代表者自身の

行動とは区別され、代表される者の行動となり代表される者に帰せられる。したがってまた代表者は自分の判断によってであるとしても、（代表される者の名において行動する以上）仮面に合うよう仕ぐさをせねばならないことになろう。仮面をかぶって行動する者は仮面にふさわしい仕ぐさをせねばならず、それができない役者は、容貌や仕ぐさがいかにきれいであろうと大根役者であり、芝居はぶちこわしになろう。演ぜられ代表されている者が生き身の人間である限り、自分の仮面をかぶり自分の名においてなされている行為が自分らしくないときには、彼はこれに《けち》をつけるに違いない。そうした批判ができないとすれば、彼は一人前の人間として扱われていないことになろう。ホッブスにおいては、代表者＝主権者は全く本人にとって代っており、本人は消え去り、死んでしまっている。ホッブスの主権者は国民の代表者でもあり、専制君主とは異なるとしても、一たび代表者が選ばれ国家権力が設定されて以後は、代表者は設定された目的のために行動するにせよ、代表者自身の判断しかありえず、国民の判断はいっさい代表者によって代位されてしまう。代表者は国民の名で統治するとしても、一切の判断は自分が独占し、この判断に対する批判は《許されない》のであるから、国民は一人前の人格として扱かわれず、代表者は実質的には専制君主に非常に近くなってしまう。ホッブスの代表者＝主権者は、君主のみではなく、議会でもありうるが、この議会はきわめて専制的なものとなろう。

ホッブスの思想は多くの点でのちカール・シュミットによってとりあげられるが、代表においても双方には共通するところがある。シュミットにおいても、代表は重要な役割を当てられ、かつ代表者の側にきわめて重い負荷がかけられている。代表者はきわめて重要な役割を果たす。というのは、国家は、人民の直接的な統治（人民の presence）でなければ、代表者を通してのみしか顕在化し現われることができないとされているからである。[23] これは、議会制のみでなく、君主制や貴族制においても同様である。

代表するとは、目に見えない存在を公然と現存する存在によって目にみえるようにし眼前に彷彿とさせることである。[24]

政治（的統一）体は――国民の直接的参加でなければ――代表によらなければ、その存在を現わすことができず、この目に見えない存在を代表のみが目に見える具体的な姿にまで顕在化させ現わせしめることができる。確かに、政治的統一体は《目には見えない》が存在しないのではない。この点ホッブスが自然状態から出発するのとは異なる。政治的統一体は、目には見えないが存在し、代表によって目に見える存在として現われるべく待っているのである。ホッブスのように、代表が国家という統一体をつくり出すのではない。代表される者はまた「死せるもの、価値の低いものや無価値のもの、下等なもの」ではない。奴隷は代表されない。代表される者もそれなりの《尊厳性》をもたねばならない。

死せるもの、価値の低いものや無価値のもの、下等のものを代表することはできない。これらのものには、公然たる存在へときわだたせ実存させる力のある高度の存在が欠けている。偉大、高貴、尊厳、名声、威厳、名誉という言葉は、このように高度で、代表されるに価する存在のもつ特性をいいあてようとするものである。(25)

代表される者は「偉大、高貴、尊厳、名声、威厳、名誉」という言葉によって表現せられるものをもつ。これらの言葉こそ「代表されるに価する存在の特性をいいあてて」いるのだという。これは美しい言葉ではある。だが、これらの特性は代表においてどのように現われてくるのであろうか。シュミットの代表論の中でそれらは代表される者にいかなる積極的役割をもたらさないように思われる。この点ホッブスの場合と変わりがなかろう。代表においても、代表者の占める比重は圧倒的に大きく、これに較べて、代表される者の位置はごく低い。人びとは――直接民主制の場合を除き――代表を通じて以外は、自分の意見や意志を全く顕在化させることができない。代表される者の特性は美しい言葉で飾られているし、確かに代表される者の《特性》の一面をつくものではあろう。代表されるのは人間にふさわしい者のみであろう。奴隷は代表されるものではあるまい。子供も代表されることはあるまい。子供は《一人前》の人間ではなく、《後見》をうけるだけであろう。代表される者はそれなりの資格、人間としての尊厳をもつ者である。しかしシュ

ミットの場合、代表される者の尊厳性の力説もシュミット一流のレトリックに終っている。

代表制は普通自由主義的な政治思想の中心的なものの一つとされているし、ロックは自由主義的な政治思想の源流をなすとされてもいる。にもかかわらず、ロックは、ときどきは代表という言葉を用いているが、この観念については体系的な展開を行っていない。この点、ホッブスと著しい対照をなしている。『統治二論』で出てくる箇所はごく短い。一つは、国の執行権者を「国のイメージ、映像、代表」であり、国の最高の意志である立法権に与からず、単に法を執行するだけのものであるとする箇所である。[26] この執行権者は「法律による以外は意志も権力ももたない」[27] のである。ここで「国のイメージ、映像、代表」がいかなる意味をもつのか明らかではない。もう一箇所は、人口の変動による選挙区の手なおしの箇所であり、議員が代表者といわれ、選挙による議員の選出が代表とされていると思われるところである。[28] ここでは、代表ということばはわれわれにもごく普通の意味で使われているように思えるが、その正確な論理的意味はつかめない。[29]

他方、ロックが国家権力を説明するのに「トラスト」のカテゴリーを用いていることはあまりにも有名である。このカテゴリーはそれまでの伝統的な政治理論の中の統治契約に相当する。統治契約にトラストを代えたのである。ホッブスも伝統的な統治契約のカテゴリーを拒否し、統治者となるべきものが契約の当事者にならない契約を考えながら、統治者と国民との関係は代表の関係であるとし、この関係が国民のオーソライゼーションにより成立するという論理構成をした。このオーソライゼーションに当るのがロックではトラストということになろう。それは一種の《約束》による関係であろうが、ホッブスとは違った意味で、統治契約とは異なるよう意図されたものということができる。このトラストは、ロックが代表という言葉を用いる際に意味するものと同じではなく、「国のイメージ、映像、代表」の意味でも、選挙による代表者の選出という意味でもなかろう。しかし国家権力の在り方に代表の関係そのものが適用されているホ

ップスの場合ほどではないにしても、トラストとして説明される国家権力の在り方には、間接的にであれ、ロックの代表の観念を明らかにしてくれるものがあるに違いない。少なくとも、ホッブスの代表の観念に見合うなんらかの観念を浮き立たしめるものがあろう。バークも約一世紀後――ロックと同じくウイッグである――国家権力を説明するのに、しばしばトラストのカテゴリーを用いている。彼の場合にも、ロックの場合と同様、トラストも代表も、選挙による代表者の選出と必ずしも同一視されていない。「国王は国民の代表者であり、上院議員もそうであり、また裁判官もそうである。彼らはすべて国民のための受託者（トラスティー）である」[30]。よく引用されるバークの言葉によれば、こうである。

> いかなる種類の人民であっても、その名において行動する者と、そうした人たちがその名で行動する人民との間には、たとえ受託者（トラスティー）が人民によって現に選ばれたのではないとしても、利害の共同性と感情や欲求の共感というものがある[31]。

トラストの関係は選挙によらなくとも成立しうる。そこには「利害の共同性と感情や欲求の共感」があるからである。トラストという言葉には、このバークの言葉にも表わされているように、心情的な信頼という意味が多分に含まれていよう。が、同時に利害関係でもある。実際、ロックがそれを統治権力の説明のために用いるとき、それなりの歴史的思想史的背景を念頭にしていたこと[32]はもちろんだが、特定の法律的意味をも考慮していたであろう。一つには、ホッブスと異なった意味においてであるが、統治契約説の《欠陥》であった。統治契約説においては、統治権力は、元来国民が契約によって設定したものでありながら、権力が契約によって統治者に移譲されてしまい、国民からあまりにも独立的になってしまうということである。ロックはこうしたことを念頭にして、国家権力の設定を説明するのにトラストというカテゴリーを用いたに違いない。もともとの英国法上のその意味は、――ある第三者（受益者）に利害がもたらされるよう――ある受託者に財産を寄託することである。信託者は財産をある者に信託するが、財産は信託をうけた受託者に譲り渡されてしまうものではなく、ただ彼に《あずかって》もらうだけである。ロックが統治契約にかえて、トラ

ストの観念を用いて統治権力を説明した理由はここにあろう。トラストによって統治権力を説明するなら、権力は支配者に譲渡されてしまうのではなく、国民が依然としてこれを《所有》するのであるから、国民に不利にならないような議論ができようというのであろう。ロックはこうして彼のリベラルな意図を満たすことができると考えたに違いない。ではトラストの観念は代表の観念と類似したところがあるであろうか。

トラストとは、信託者が信託をうける者に、第三者に利益をもたらすように財産を信託することである。この第三者は受益者という。したがって信託においては三つの人格が登場する。ただ統治権力を説明する場合、ロックは信託者と受益者が同一人格であり、国民がこれであるとしたのである。信託をうけた者は、信託をうけた財産を運用し、受益者に利益をもたらさねばならない。ところが、受託者は、財産の運用について、信託者からも受益者からもなんら指示をうけることがなく、指示があってもなんらそれに従う必要がない。利益を受益者にもたらしさえすれば、信託されたものをどのように運用しようが、たとえそれを自分自身の財産といっしょにして運用しようとも、かまわない。要は、受益者に一定の結果をもたらしさえすればよいのである。信託者も受益者も、受託者の運用について、したがってまた利益の大小について――一定の利益さえもたらされている限り――一切判断も批判もなしえない（批判はなしえても、それによって受託者を拘束することができない）。こうすると、トラストにおいては、財産は単に《あずけられて》いるだけとはされているものの、運用においては《譲渡》されてしまった場合と異ならないということになろう。では、トラストの場合、財産は《あずけてある》だけなのだから、信託者はいつでもこれをとりもどすことができるであろうか。少なくともロックの政治論においては、寄託者である国民も任意にとりもどすことができない。国民が権力をとりもどしえるのは、統治者が《不正な》統治をくり返し、明らかに抑圧的な専制に陥り、も早正当な統治者ではなくなったときである。支配者の専制の意図が明らかになったときだけであり、単に利益をもたらさなくなったということだけでは

十分ではない。こうすると、統治契約説においても、支配者が専制に陥った場合には革命権が認められるのが普通であるから、トラストによる統治権力の説明も、統治契約説の場合とあまり違わなくなってしまおう。ただ一つ、ロックにおいて明確に異なると考えられるのは、統治者による国民の利益の侵害があったと思われるとき、現にそれが重大な侵害であり、革命権が成立するかどうか、これを判定するものは誰かという判定権者の問題である。判定権者は――後世の人びとや、最終の判定者である神を除けば――国民のマジョリティである。というのは、国民は信託者であって、

信託に従って行動しているかどうかを判断するものは・・・信託違反があったとき彼を解任する権限をもつ信託者以外にはない。(33)

伝統的契約説と異なる最も重要な点はここにあろう。

こうすると、トラストのカテゴリーを用いた統治権力の説明において、国民の地位はホッブスの場合より重要となり、比重が大きくなっているということはできるであろう。統治契約説の場合以上にそうであろう。にもかかわらず、統治者＝受託者の《設定》と《解任》以外では、国民＝信託者＝受益者の積極性は殆ど存在しないといわねばならない。受託者は信託者や受益者の指示に従わなくともよく、受益者に一定の利害をもたらしている限り、自由に行動（運用）できる。実際、信託に基づく行動か、それとも受託者自身の行動か区別されず、彼の行動が自分の利益のためのものか、信託に基づく行動か区別されない。代表においては、ホッブスもいうように、代表者は代表される者の名において行動するのであるが、トラストにおいてはそういうことはない。代表においては、代表者は代表される者の名において行動するのであるから、その名＝仮面にふさわしいように行動せねばならないが、トラストにおいては、受託者の行動が受託者自身の行動か信託に基づく行動か区別されない以上、このことは問題にならない。代表においては、代表者の行動やその効果は、ホッブスのいうように、代表される者に帰属せられる。ところが、トラストにおいては、受託者の行動やその効果は信託者や受益者に帰属せしめられず、一定の利益が受益者に渡されるだけである。ひき渡される利益は、

トラストに基づいた受託者の行動の結果としてではなく、トラストの契約に基づいて定められた条項に従ってである。こうすると、トラストにおいては、ホッブスや統治契約説におけるよりも、国民の地位は高く比重は増しているとはいえ、国民＝信託者＝受益者の存在は影がうすく、トラストの関係は《後見》の関係に近づく。受益者が利益をうけていさえすればよいということになるからである。しかし、代表される者は単なる受益者ではなく、一人前の人格である。代表者はこうした一人前の人格をもった人の名において行動する。代表は《後見》ではなく、代表される者は単なる《被後見人》ではない。一人前の人格をもつ人びとの名において行動する代表者はそうした人格の意向や期待を反映しないでもよいのであろうか。代表が後見的な啓蒙専制でない限り、代表される側にも、単なる受益にとどまらず、なんらか積極性が見出されねばなるまい。代表の本質は、代表者の一定の《独立性》を一方の極としながら、他方で代表される者の尊厳性にふさわしい形を与えることにあり、代表者と代表される者の二元性を想定し、この二元性をなんらか《統一》することにある。

三

代表なるものはありえないという見解をとる最も有名な思想家は、いうまでもなくルソーである。彼にとって「イギリス国民は議会の構成員を選挙する間だけ自由であるにすぎず、選挙が終れば奴隷になりさがる」のである。これは――当時のイギリスの代表制の状態はともかく――彼が、あまりにも《直接》民主主義的であるためでもあろうが、さらに、彼一流の理論的根拠をもっている。それは、彼が代表を《意志の代表》とみ、そうした意志の代表というものがありえないということにある。

意志というものは決して代表されるものではない。すなわち、意志は同一物であるか、でなければ別ものかであって、その中間はありえない。人民の代議士なるものはそれゆえ、人民の代表者ではないし、代表者になりえない。彼らは人民の代理人でしかない。彼らはいかなる事をも最終的にとりきめることができない。[34]

ルソーが代表について論ずるのは、意志（の代表）という次元にいてである。意志は自分の意志か他人の意志か、そのいずれかでしかなく、その中間というものはない。したがって、自分の意志を他人によって代表させ、自分が意志する代わりに、他人の意志を「最終的」なものとして自分のものとすることはできない。《代表者》なる者の意志は他人の意志であり、もし他人の意志をそのまま「最終的な」ものとして自分のものとするのなら、自分は意志の主体ではなく、独立した自由な人格ではなくなってしまう。こうすると、代表される者は自分の意志（人格）を他人に譲り渡してしまうのに等しく、そうした場合には人はも早一人前の人間ではなく、奴隷と同じということになる。主権は譲り渡すことができないのであり、主権（一般意志）を譲り渡してしまうような代表なるものも存在しえない。[35] ありうるのは、他人が自分の意志を単に実行に移すだけの代理（人）commissaires だけである。[36] さもなければ、本人が自分の意志を自ら実行する以外にはない。これがルソーの代表否定の論理である。

ルソーの考えでは、人間存在は各人固有のものであり、生き方や行動の仕方はそれぞれに異なるものである、したがって相互に代置できるものではない。ある人＝代表者の行為が他の人＝代表される者の行為とされるということは、およそ一人前の人間である限りありえず、それは人間の尊厳の放棄に等しい。「意志は自分の意志か他人の意志かであり、その中間はありえない」という表現はこのことを端的に表わすものである。こうした見方はホッブスの議論と対比させるとき、対照は著しい。[37] ホッブスの代表観念の核心は、代表者の行為を自分（本人）の行為とすることにあったからである。ホッブスは、確かに、代表関係の成立には代表される者からのオーソライゼーションがなければならないという。

オーソライゼーションさえあれば、こうした代表は成立しうるであろうか。ルソーは否といおう。それは、人間存在の在りようにかかわってくるからであり、意志の論理からしてもそうである。現に、オーソライゼーションによって国民がいったん代表者＝主権者を選んでしまうと、この代表者を選出した国民は、代表者にのみ込まれ、代表者に全くとって代えられてしまい、国民は《生ける屍》になっているではないか。イギリス人が自由なのは選挙のときだけであり、「選挙が終れば奴隷になり下り、なにものでもなくなるのだ」とルソーが言うゆえんである。

代表の観念が要請するところは、一つには、代表者に幅広い行動の自由と裁量が与えられねばならないということである。さもなければ、代表ではなく代理になってしまう。代表者の行動は《創造的》なものでさえある。しかも、代表者が裁量をもって自由になした行動は代表される者の行動とされる。いわば代表される者に帰属せしめられるのである。ところが、ルソーはこうした代表を否定する。ルソーがこれを否定するその論理にはきわめて鋭いものがあろう。代表者に幅広い行動の自由・裁量を与えながら、人びとの独立人格性を譲りわたさずに、代表の観念はそもそも成立しうるであろうか。

ケルゼンも、代表者（議員）が、代表される人びと（国民）の意志を実定法上代表し体現するという見方に反対する。国民は選挙において議員を選ぶということで意志を表明し、議員は独自の判断で立法を行うということで意志を表明する。二つは、実定法上全く別々の意志（表明）であって、実定法上全く関係がない。国民が現になすのは、選挙で議員を選ぶという「任用行為」だけであって、国民は議会での立法行為からは遠ざけられている。単なる任用行為からは「議会は国民の意志を執行すべきであるという結論は生じない」のである。[38] まして、国民が議員の選挙で意志を表現する以外に意志を表明できないときはなおさらである。「《代表制》民主制の本質は、確かに・・・国民ではなく、議会が立法の職責をもち、しかも議会はこの作用において国民から独立しているということである。国民は・・・単に創設機関に

すぎない」のである。

議会制を採用する国の憲法によると国民は（議員の選挙を除けば）およそ意志を形成できないのであるから、議会はそもそも国民の意志を表現できない。[39]

したがって、国民と議会との間に代表関係があり、この代表関係によって結ばれているとするのは、単なる「擬制」にすぎない。こうしてケルゼンは、代表の関係を法的な意味で「露骨な擬制」であるとし、この観念を法学から追放してしまう。「議会の選挙に限られた国民と議会との間に特殊な代表関係があるという主張は・・・露骨な擬制である」。[40]議員は選挙において選挙人から影響をうけよう。しかし、それは実定法上意味のない単なる《私的な》「事実」にすぎない。国民と議会とが結ばれるのは代表関係によってではなく、双方が国家という同一秩序内の機関であって、両者の関係は国家の法的統一性に基づく。この二つの機関の行為がそれぞれ国家＝法的統一体に帰属せしめられることによってである。この点、議会と内閣、議会と裁判所の間の関係等と何ら異ならない。二つには直接の帰属関係はなく、代表者の意志や行為が直接国民に帰属せられることはない。二つの間の「法学的統一性はすべての国家機関の間に存在する、というのは、それは国家の統一性、国家的秩序の統一性だから」[41]である。代表を否定するケルゼンが実定法上国民の意志を直接表明させようとするのは、直接請求とかレフェレンダムとかの法的制度によってである。[42]

ケルゼンも代表を実定法上意味のある意志の問題という次元で考察し、代表なるものを法的には単なる擬制とみ、その法的存在を否定する。彼にとって、法的に意味があるのは、明確な意志であって、期待とか意向とか欲求とかというものは、法的に意味がなく、法的考察に値しない。実定法に現われないような存在や関係を彼は考察しない。

ルソーは代表を意志の次元で論じ、「意志の代表」はありえないとして、代表を否定する。ケルゼンも、実定法というルソーとは違った脈絡の中においてであるが、代表を実定法上意味のある意志という次元で問題にし、国民と議会との

間に意志の代表関係はありえないとして、代表を単なる擬制とみる。意志の次元でみれば、国民の意志と議員の意志とは実定法上全く別のものだというのである。代表を《意志の代表》として論ずるならば、確かに代表の可能性には問題がでてくるかもしれない。意志ということばには最終的な決定・決意という意味があろう。代表者がこの意志決定に基づいて行動しなければならないとすれば、代表者は、具体的に一つひとつその通りに行動しなければならないことになり、自主的に判断できる裁量の幅はなくなってしまう。ルソーによれば、彼が認める代理人は「いかなることも最終的にとりきめることができない」[43]のである。したがってそこには代表者でなく代理人しかいなくなってしまう（ケルゼンもそうした代理人は認める）。ルソーの政治的「代理人」は、人民の（一般）意志を実行に移すだけのこうした代理人である。ルソーと根本的に思想を異にするバークも――奇妙なことに――この点同様である。彼はブリストルの有権者に向かってこういっている。「もし、統治というものが〔代表者か有権者か〕いずれかの側の意志の問題であるとすれば、問題なくあなた方の意志が優越せねばならない［しかし統治と立法の問題は理性と判断力の問題である］」[44]と。政治的代表を意志の次元で論じ、代表者の意志が優位するか、代表される者の意志が優位するか、というように問題が立てられるなら、代表者される者の意志が優位することに疑問の余地はないというのである。まさにルソーの言葉と同じである。代表が意志の代表としてのみ論ぜられるならば、バークにとっても代表なる観念は存在しないかもしれい。これは別の点からもいえよう。代表が代表される者の決まった意志のみを代表しうるというのであれば、人数が多くばらばらの人が意志を統一し、明白で最終的な決定に達するということはむずかしく、とりわけ政治的決定においてはそうであろうから、代表というものは存在しえなくなるか、きわめて効率の悪いものになってしまうであろう。とりわけ政治的代表はそうであろう。また、もしそうした意志が容易に形成されうるものとすれば、代表者の自由な裁量の領域はなくなってしまう。代表を意志以外の次元で論じえないものであろうか。また、代表は実定法以外での意味のある関係とし

て考察するに値するものとならないであろうか。　ラスキも、ルソーのように、人びとの意志は相互に別のものであり、その間の統一は存在しえないという。「人びとの意志を一つのものにする連続は存在しない」のであり「人びとの意志があくまでも異なったものであるということは、政治における根本的な事実である」[45]と。他方、ラスキは、「経験によれば、共通の対象がある」とする。つまり、「もろもろの意志は共通の目的へと向う」のであり、「最低線では同質の要求」は存在するという。

> 人びとの意志を一つのものとする連続は存在しない。経験によれば、欲求には共通の対象があることがわかる。ところで共通の対象を欲求する意志はそれぞれ異なった意志である。一致を創り出すのは、単一の意志ではなく、共通目的を達成しようとする個別的な意志の融合に外ならない。[46]

人びとの意志と意志との間にはいかなる連続性もないが、人びとは共通の対象を欲求し、そのことによって一致が生まれうる。したがって「統一とは主体の統一ではなく、客体の統一」なのである。これを代表の関係についていえば、代表者と代表される者の間に意志の「連続性」や「統一」はなく、したがって代表はありえないことになるが、「欲求の対象」とか目的という観点からみれば、連続性と統一は存在しえ、代表者が代表される者の《欲求の対象》や目的を体し、行動することができるということになろう。ラスキのこうした叙述はどれぐらい論理的につめられているか疑問ではある。[47]が、一つの示唆にはなろう。つまり、意志という各人に固有のもので、互に別々のものから（のみ）代表を見るのではなく、欲求の対象という次元で代表を考察してみることである。政治において欲求を対象との関係でみるものとしては利益というカテゴリーがある。代表においても同様である。

四

最初に引用したバークの言葉は、代表者たる議員の独立性を述べたものとして有名であるが、それだけではなく、議員が「一つの利益」あるいは「全体の利益」を目ざし、「一般的な善」が「指針」となるべきことを示したものであり、「利益」という言葉を用いて、代表者たる議員が目ざすべき方向、よるべき「指針」を述べたものであるといえよう。

あなた方（ブリストルの有権者）の意志に反してもあなた方の利益を主張したい[48]、

ともいわれている。もちろんここで「あなた方の利益」といわれていても、それはブリストルの有権者たちの局所的利益のみが目ざされるということではない。このことは前述の引用からも明らかである。それは全体的な脈絡の中でみられた「あなた方の利益」、いわばあなた方の《真の利益》である[49]。

一八世紀につかわれたinterestという言葉の意味はわれわれには把握するのがむずかしい。それは関心という主観的な意味はあまりなく、客観的な利益とか、そうした利益を共通にするグループとか勢力とかを意味した[50]。代表においてよく問題にされるのも、そうした利益である。一八世紀において、代表されるものは、《人》よりも、《財産》や《権利》など、物体的なものやその権利であり、しかも、《集団》的なものであった。一八世紀の政治をみるには、まず財産とりわけ土地のもつ重要性を理解しなければならない。すでにギゾーはこのことを明快にのべている[51]。

人びとの状態の研究よりも、土地の状態の研究の方が先んじねばならない。政治制度を理解するには、様々な社会状態（階級）とその関係を理解する必要がある。様々の社会状態を理解するためには、財産の性質と関係を理解する必要がある。

一八世紀のイギリス政治をみるには、われわれが考える以上に財産、とりわけ土地の意義に着目しなければならない。

当時代表制を支配していたのは、土地所有であり、土地所有のもつ威信であった。代表において、《人》よりも《財産》の方が重要であったのだ。州の選挙での選挙権者は――二〇シリングの――自由土地保有者であったし、バラーにおける選挙権者においても、土地区画（バーゲージ）所有者はじめ、地方税納入者が重要であった。[52] 選挙権はこうして土地や財産に与えられており、土地に付ずいするものが多かったから、ある土地の所有者が変われば、選挙権者が変わり、新しい土地所有者がその選挙権をうることになる。議席も土地に結びつけられており、あるバラーに住むものがいなくなっても、その土地を所有するものは、その議席から議員を選ぶことができた。人口移動が激しくなり始めた一八世紀末、《悪名高き》ロットン・バラーが生まれてくるのも、こうした制度のゆえにであった。一八世紀の代表制をみるには――《人の代表》以上に――《財産の代表》の観念を把握しなければならない。人は財産の中にまだ《埋没》していたのである。利益とはこうした財産であり、財産を有する人びとの集団であった。こうした中で土地所有者である貴族やジェントリーたちアリストクラシーが強大な勢力をなして代表を牛耳っていた。ルソーやアメリカ独立の闘士たちがイギリスの代議制や政治を批判したのはこのためでもある。

一八世紀末《利益代表》の観念がよくとりあげられるようになるが、[53] その場合にも財産の代表の観念が基礎にあった。それは、地主、あるいは土地の《利益》の代表であり、また商工業者の《利益》、あるいは商工業で人びとが獲得した財産（動産）の《利益》の代表である（この場合の利益とは、特定の財産や職業の集団である）。つまり、土地（をもつもの）や商工業（を営むもの）、あるいは時に特定の職業（専門職の人びと）、それぞれのグループの代表である。利益代表の観念には、こうしたグループの代表が（議会に）集まって、利害を調整し、勢力間の一定の均衡に基づき、全体の利益が計られるという意味が含まれている。一八世紀末議会の中でジェンキンズ（後リヴァプール首相）は「明晰判明な言葉を用いて」この代表理論をこう述べている。[54]

下院が国のあらゆる種類の人びとを代表する立法機関であるよう意図せられている、ということに意見の一致があるとしよう。そうすると、すべての人は地主層が優越した位置をしめねばならないことに同意するであろう。実際地主層は国の《精力》である。第二に、この国のような商業国においては、商工業層はかなり大きな比重を占めねばならないのであり、地主層のつぎに位し、地主層以外のものに劣ることのないようにせられねばならない。では、これで必要なものはつきているであろうか。いなである。もう一つ、下院の構成に絶対欠かしえないとみられるタイプの人びとがいる。前にあげた人たちと区別し、この人たちを専門職の人たちと呼びえよう。専門職の人たちとは国の重要な官職につこうとしている下院議員であり、陸軍内の職、海軍内の職、法務関係の職についている人たちである。

ジェームズ・ミルによれば、イギリス社会は「一定の階級、職業あるいは同業集団からな」り、これらのものが「代表されるとき、社会それ自体が代表されるという考え」、これが利益代表の観念である。[55] これらの特殊的集団は一つ一つをとると、自己の利益のみを追求する利己的な集団であるが、「もしこうた同業集団が三つ四つともに動くよう定められるのであれば、それらの集団がその悪政によって利益をうることもなくなろうし、それらのものは統治に関心をもつようになる」とされるというのである。[56] 利益集団はそれぞれ自己利益を主張し追求しながら、互に競合しあい抑制し合って、悪政に陥ることがなくなるのである。

一八世紀においては、代表される利益は財産、とりわけ土地であり、現に目に見える具体的な物であった。選挙権や議席は多くは土地所（保）有の帰結であった。やがて動産が重要となり、商工業者が重要な政治勢力となるが、代表されるのは大きな財産である。したがって利益代表の構図は比較的容易に描きえた。一つには土地や地主の勢力、二つには商工業や商工業者の勢力があり、せいぜいこれに専門家集団が加わるにすぎない。どういう人たちがこれらの集団に属し、集団の範囲はどこまでかも比較的に明瞭であった。と同時に、これらの集団が目ざす利益も比較的明確であったし、国全体の利益も比較的単純な構図で構想しえた。それは基本的には二つの主な勢力を均衡させればよく、専門職のものにこれを補助せしめればよかった。一八世紀における利益代表の観念における利益は、《目に見える》具体的な財産、

とりわけ土地であり、その重要性も客観的に容易に計算できた。人は《年収〇〇〇ポンド》で評価された。しかも利益集団は「三つ四つ」あるだけであり、《均衡》の構図も比較的単純であった。バークが論じた代表論の背景はこうしたものである。[57]

ところで、統治は国全体の利益を目ざさなければならず、地方的局所的な利益にあまりとらわれてはならない。こうした広い全国的視野に立つことのできるのは、特別のエリートだということになろう。バークの代表の観念にはエリート主義がある。バークは確かに民衆の不満の声、広範に広がった深い彼らの不満には耳を傾けねばならないという。しかし、彼らの意見、この不満の原因はなにかとか、不満を除くための政策はいかなるものかとかについての彼らの意見には従う必要がない。

> 最も貧しく教育がなく知識のない人間も実際に存在する抑圧の判定者である。それは感情の問題である。こうした人たちが大部分ある感情をもち、それがあまりにも過敏なものでないとき、彼らは最も良い判定者となる。しかし真の原因、あるいは適切な対応法いずれにおいても、彼らの意見をきくべく招いてはならない。[58]

国民の多くは自分たちの《真の》利益がどこにあるかも知らない。「あなた方の意志に反してもあなた方の利益を主張したい」と、バークが彼の選挙民に大胆に言うのもこのためである。もの事の認識能力には相違があり、そうした能力をより多くもつのは少数のエリートであろうし、ここから代表者のエリート主義が生まれてこよう。利益とは——当時そう明瞭に意識されていたかどうかはともかく——主観的なものではなくて、客観的なものであり、《真の》利益がどこにあるかは客観的に見究められるものであった。代表の基礎は《人》よりも《財産》であり、主観的な関心よりも《目に見える》客観的な利益であった。こうしたことは利益の客観性、あるいは《真の》利益の存在の観念と関係があったに違いない。利益が主観的な《関心》ということになれば、《真の》利益という観念もうすらがざるをえまい。これこそ

現代的な代表の観念の土台となるものなのである（後述）。

こうした代表の観念は一九世紀早々功利主義者から挑戦をうける。一つには、財産を基礎としてではなく、《人》を基礎として政治を論ずるようになるからである。すべての者は「一として数えられ、いかなる者といえどもそれ以上のものとは数えられない」everybody to count for one, nobody for more than one というベンタムの言葉は彼らの立場をよく表わしている。貴族的な少数派に対して、人数のずっと多い「マジョリティ」を優越させるのはその典型的な現われである。彼らにとって目ざすべき利益はマジョリティの利益であって、マイノリティの利益はこのマジョリティの利益に対立する「陰険な利益（シニスター・インタレスト）」であり、抑えられねばならないものである。こうした役割を果たす最も重要な政治制度が代表制、一定の形態の代表制であった。代表制はこうして、《財産の代表》から《人の代表》へと変わってゆく。

功利主義者＝哲学的急進主義者の代表観は保守主義者から反論をうける。最もよくあるのは、民衆は自分たちの利益を追求するにしても、自分たちの真の利益がどこにあるかを知らず、したがって、自分たちに真の利益をもたらしてくれる代表者を選ぶことができない、というものである。

> 貴族たちの権力を支持する理論家の一派はみな、社会と利害を異にすることのありえない人たち〔民衆〕のことについて、彼らが自分たちの利益に添った行動をとらず、逆に自分たちの利益に反した行動をとろう、といいはる。彼らの弁明はみなこの前提に基づく。(59)

国民が自分たちにとってなにが真に利益となるかを知らなければ、誰が代表者として自分たちの真の利益をまもり促進してくれるのかもわからない。したがって権力の濫用の、代表者による抑制ということも不可能になろうと。これは選挙権の拡大に反対するものがよく用いてきた議論である。この反論に対して功利主義者はこう答える。民衆は自分たちの利益がいずこにあるか十分によく知りうる。それは自分自身に関することであり、自分自身に関することには、本人は最も強い関心を抱くものだからである。民衆はときに自分の利益がどこにあるか誤って判断することがあるかもし

れない。だが、彼らが知識と情報をさらに獲得するならば、判断力は向上し、自分の利益をよりよく知りうるようになろう。民衆は教育がプラスとして働くことになる存在であって、この点、少数者やその「陰険な利害関心」の場合とは逆である。というのは、少数者が知識や情報を増せば、彼らはこれを「陰険な利益」を増すようにそれを用いるからである。他方民衆においては教育は自分の誤りをなおしうる。「あやまりから生まれる害悪はなおしようのないものではない。というのは、自分の利益に反して行動する一群の人たちが自分の利益について適切な知識をもつようになるから、この人たちはよい行動をとるようになるであろうから。従って必要なのは知識である。社会と利害を一つにする人たちにあっては、このようにして知識は有用な治癒剤となる。知識は増しうるのであり、従って知識が増せば、この場合にあっては害悪はより少なくなろう」[60]。エリートには、確かに民衆の利害を民衆以上に知るものがいるかもしれない。しかしエリートにとって民衆の利害は他人ごとである。またそれを知っても、というより知れば知るほど、彼らが民衆の裏をかいて、自分たちの「陰険な利益」を追求し、民衆の利益をぎせいにすることは容易となろう。彼らの知識と情報の増大は民衆にとってマイナスにさえなる。

もう一つ、民衆は少なくとも当面、適切なリーダーシップをうける機会をもっている。それは民衆の身近におり、民衆が日々接している賢明な中産階級の人たちのである。この人たちは日常接し、日々指導を仰いでいる人たちであるから、自分たちのためにどのように行動してくれるか民衆が過りなく見ぬくことのできる人たちであり、現に民衆自身と共通の利益をもって行動している人たちである。中産階級の下にいる民衆たち、

> 彼らと最も密接に接し彼らと密接にコミュニケートする不断の習性を有し、限りのない苦境において彼らがアドバイスと援助を求めてとびつき、健康と疾病、幼時と老年において日々頼りにできると感じ、子供は模倣すべきモデルとして見上げ、その意見が日々くり返されるのを聞き、その意見をとり上げるのが名誉と考えられるような人たちである。中等階級の人たち、学問、芸術、立法においてさえ最

も際立った光彩を添え、人間性を高め洗練するものすべての主たる源泉となっている中等階級の人たち。もし代表の基盤が広げられることがあるとすれば、彼らの意見が最終的にものごとを決するであろうことは、疑問の余地がない。[61]彼らの下にある者についていえば、そのうちのこのほう大な数のものは、確実に、彼らのアドバイスと範例によって導かれることになろう。

それ以前の考えと功利主義者とを分かつもう一つの重要な点は、利益の観念の一定の主観化ということである。これについてはよくいわれているところであり、ここでくり返す必要はないと思われるが、一言でいえば、従来自然法論に典型的に現れているような客観主義的見解に対し、快楽と苦痛、あるいは幸福という、人びとが主観的に経験できる事がらを基礎にする議論を展開したということである。功利を快苦の感情、あるいは幸福に帰し、この功利の観点から利益をみたのである。ベンタムは功利の原理について、「ある人びとの利益が問題になっているとき、その人びとの幸福を増大させるように思えるか、それとも減少させるように思えるかの傾向によって・・・すべての行為を是認し、また否認する原理を意味する」[62]といっている。あるいは、「ある事が個人の快楽〔苦痛〕の総計を増大〔減少〕させる傾向をもつ場合」、「その個人の利益を促進する」、というと。[63]利益はこうした功利と結びつけられることによって、主観的な経験の領域に接することになる。このことはきわめて重要な意義をもってくる。英語の interest が《関心》という意味をもってくるのもこの頃であるといっておこう。[64]

しかしながら、功利主義者の快楽の経験を単に主観的なものとみれば、大きなまちがいである。一八世紀においては一般に、《主観的な》経験も、なんらか人間性の（客観的な）構造に基礎を有しているとせられた。[65]功利主義者にとっても、ものの効用（函数）は人びと一般において殆ど同じであった（人びとはほぼ同等の快苦の感受性をもつ）し、同じような法則、例えば限界効用の法則に従う。したがって、こうした効用の原理を用い、人びとの快苦の量を計算し、幸福の量を最大にすることができる。実際人びとは幸福の量を最大にするよう行動せねばならないのであって、《最大多数

の最大幸福》は功利主義者の基本的な道徳的実践的命題なのである。ときどきの快楽に耽溺することは彼らが強く拒否する不道徳的な行状である。一時的な快苦の感情に動かされて行動することは主観的なセンチメンタリズムにほかならず、快楽計算のうえに立つ功利の原則に基づく行動と峻別せられる。快苦や幸福は功利主義者にとって単なる好みの問題ではない。彼らの功利計算は客観的次元における計算であり、人びとは客観的に計算される最大の幸福に向かって行動すべきものである。ジェームズ・ミルにおいては、政治上の価値は労働の産物として物化されてさえいる。[66] J・S・ミルも、価値判断の領域においてさえ、到達し伝達しうる客観的真理が存在すると確信していた。確かに彼は「究極目的にかかわる問題は直接証明できるものではなく、善であることを証明するには、証明ぬきで善と認められるものの手段であることを示すほかはない」[67]という。しかし「だからといって、われわれはこの公式〔それ自体善であるものをすべて含む公式〕の承認や否認がめくらめっぽうな衝動や気紛れな選択によるほかないとは考えない」といってこういう。[68]

> 証明という言葉にはもっと広い意味があり、この広い方の意味でならこの問題を証明できることは、哲学上の他の係争問題と別に変わるところはない。この問題は理性能力が認知できる範囲にある。そして理性能力はこの問題を直観という方法で処理するだけではない。知性がこの学説を承認するかどうか、決定するにたる考察を示すことができるであろう。そしてこれは証明と同じことである。

ミルの考えには客観主義の流れがあり、科学の発展に支えられながら、彼は客観主義を経験論の立場で基礎づけようとしたのである。[69]

バークたち保守主義者にせよ、また哲学的急進派（功利主義者）にせよ、代表さるべき利益は客観的なものであり、客観的に認識されるものであった。それは単なる欲求の対象ではなく、《認識の対象》であり、《真の》利益とそうでない利益とは区別しえた。それどころか、伝統的な考えによれば、代表は財産の代表であり、代表されるものは具体的形態をもつ土地財産でさえあった。代表は《目に見える》ものの代表であり、代表される利益は客体として現存した。財

産の代表に対して人の代表を説く功利主義者は、確かに、利益を快苦あるいは幸福という、人びとが主観的に経験するものを基礎とした。しかしそれでも彼らの利益は単に主観的なものではなく、一定の法則に従い、したがって客観的に計算しうるものであった。こうして計算される幸福の総量を最大限にしてゆくことこそ人びとの行動原則とせねばならない。[70] 保守主義者においても哲学的急進派においても、認識さるべきまた認識しうる《真の》利益というものがあり、それは客観的に正しく認識しうると想定されていた。保守主義者にとっては、それはエリートによってより正しく認識されることになろう。利益いかんが客観的真理の問題であり認識の問題であるとされるならば、人びとの間に認識能力の差がでてくるのはごく当然といわざるをえまい。哲学的急進派は、民衆が自分たちの利益を正しく認識する可能性を認め、それを主張する。したがって保守主義者のようにはエリート主義を弁護することはない。にもかかわらず、やはり中産階級による民衆の指導が情熱的に弁護されているのであり、しかく単純であるわけではない。息子のミルにおいては、「理性、正義、全体の善」に基づいて行動する「マイノリティ」のリーダーシップが明確に弁護されている。[71]

五

統治と立法について、それが意志の問題ではなく、「理性と判断力」の問題であるとしたのはバークである。理性と判断力の働きは人によって大いに異なる。為政者は存分の理性と判断力を用いて、国民の利益を最大にするよう行動をとるべきなのである。この利益は一八世紀から一九世紀においては客観的なものであった。エリート主義的代表観が生まれる根拠の一つはここにあった。

利益には、確かに、ある客観的なものが含まれている。さもなければ、利益計算という言葉は意味をなすまい。した

がって利益の代表にはなにがしかエリート主義を生みだす要因は常にある。しかし、利益とは、人びとのある欲求に対し、ある事物がその満足にプラスに働くということである。利益計算とは、この欲求の満足にどれぐらいプラスに働くかの計算である。したがってその基礎には人びとの主観的な欲求がある。なにがどれぐらい利益になるかは、本人の欲求いかん、その強さいかんにかかっており、そこには主観的要素があるといわねばならない。価値判断には主観性が伴っているといってもよい。現代、欲求や価値判断はますます主観的なものとされるようになった。interest という言葉の意味にも、以前のように客観的利益という意味ばかりではなく、一八世紀末以来《関心》という主観性の濃い意味が加わっている。

利益代表という言葉は現代もよく用いられる。現代でもそれはある特定のグループの人たちの利益の代表という意味をもっている。しかも、この場合グループの範囲が明瞭なのが普通である。代表者が代表される者と明確に把えられる外的特徴を共有するものとされることさえしばしばである。女性が女性の代表者となり、若者が若者の代表者となり、労働者が労働者の代表になるという現象はごく普通のことと考えられている。だが、ここで問題なのは、いうまでもなく、代表者と代表せられる者の外的特徴の（デモグラフィックな）共通性にあるのではない。外的特徴を共有する者を代表者として選ぶのは、それぞれのグループ内の人びととその代表者とが心的状態、不満、欲求、要望、期待、気持ちを共有し、それぞれの代表者が身をもってそれらのものをよく表現しうると考えられるからである。外的特徴を共有するものが同時に内的特徴を共有し易いと考えられているのである。現代の利益代表の特徴は、内面化した利益・関心を多元的にきめ細かく代表せしめるということにある。現代、利益の観念が主観化するとともに、関心が多元化し、これにともなって利益が多元化してくる。代表はこうした多様化した関心に対応できなければならない。

利益の観念から客観性や計算性がなくなってしまえば、利益という言葉を用いる意味はなくなってしまうであろう。

しかしそこには同時に主観的な欲求や価値判断が含まれている、というより、その最終的な判断は主観的なものとならざるをえない。そもそも、なにを欲求しているのかは欲求している本人しか《わからない》ものである。《真の》利益という認識次元の問題は存在しえよう。他人に向かって、あなたの《真の利益》はこれこれでしようと言うことはノンセンスではない。しかしこうした主張も限界をこえてしまうなら、不可能、というよりノンセンスとなろう。つまり、本人の《真の欲求》――この欲求を満たすための手段とかという問題ではなく――は何かという問題になれば、認識の次元を超えてしまうものがあろうからである。これこれがあなたの《真の欲求》ですと他の人に言い、他人がそうではなく、自分の欲しているのはこれこれだといったとしても、彼に向かって一、二度それを否定し、あなたの《真の欲求》はあなたが言っているのと違ってこれこれですということはできるかもしれない。しかし、それでも本人が肯んじない場合さらに、あなたの《真の欲求》はこれこれですと主張することは、他人の人間としての尊厳を無視することになろう。強制的にそれを他人に押しつけるならなおさらである。われわれは他の人の《真の欲求》なるものを完全に認識できるものではない。たとえそれが本人自身にも認識できないとしても。他の人の欲求についての主張は認識の次元をこえてしまうのであり、《倫理》の次元のものとなろう。最後には、本人の《真の》欲求は本人の判断にまかせるほかはない。代表において、代表される者の利益が問題になる場合、なにが利益になるかの判断は、最後には、主観的あるいは倫理的なものとして代表される本人に任せるほかはない。「あなた方の意志に反してもあなた方の利益を主張したい」というバークの主張は、したがって、意味が変えられねばなるまい。手段の選択というレベルの問題であればともかく、欲求や意向はなにかという問題においては、代表者は代表される者本人の主張に席を譲るほかはない。こうすると、代表におけるエリート主義も変容せざるをえなくなる。

しかしその場合にも、利益の客観性とその認識の次元は十分に残っているといわねばならない。代表者は、「理性と判

断力」を用いて、代表される者の最大限の利益のために行動しうるし、またそうしなければならない。そうした行動の裁量の幅はきわめて広いであろう。代表者はそのように行動するものと期待されているものである。そこには、代表される者の《意志》が支配するのではなく、また代表者の全く独自の判断でもない広い《灰色》の中間領域があろう。代表者を拘束するものは、ルソーやケルゼンの、固い意味での《意志》ではなく、なんらかの拘束性はあるが、その拘束性には幅があり柔軟さのある言葉、例えば欲求とか意向とか期待とかという表現を用いるべきであろう。そうした言葉は、拘束性に幅を許容しようが、一定の枠は決めえようし、枠いかんの判定が代表される者にあるとされるならば、十分な拘束力をもちうるであろう。

代表者が代表される者の意向や期待に添って行動するということは、代表者が相当広い裁量をもって行動できるということを意味する。代表者は広い裁量をもって行動することが期待されているといってもよい。この広さは時間的な幅の広さについてもいえる。代表者はかなりの長期間自主的判断に従って行動することがありうるのである。つまり、かなり長期に互り、広い裁量をもって代表者がなす行動も、代表される者本人のなした行動とみ、本人に帰属せしめうる。代表者の行動によって代表される者が義務を負うようにせられることも可能である。この場合――ホッブスの言うように――代表される者によるオーソライゼーションがなければなるまい。だが、それだけで十分な説明になるだろうか。単なるオーソライゼーションによる説明は《形式論》にすぎず、このオーソライゼーション自体、代表者に対するなんらか《実質的な》信頼関係がなければありえまい。代表の関係は信頼関係により支えられているということができる。代表の裁量の幅が広ければ広いほどそうでなければなるまい。信頼の関係がなければ、いうまでもなく裁量の幅は小さくなる。

信頼関係なしに代表理論をつくろうとした典型的な思想家はジェームズ・ミルである。彼は少数者の「陰険な利害関

心」を抑えるために代表制を強調するが、また国民によって選ばれる代表者をも信頼しない。[72] 代表者さえ国民の利益を害しても、自分の利己的な利益を追求するとみられているからである。彼はそもそも人間性そのものを信じなかったように思われる。「人間は、可能であれば、他の人たちがもち自分が欲しいものはなんでも他の人たちから奪おうとする」[73]のである。このことは政府の位置にある者も、また国民から選ばれた者でさえ同様である。こういう人たちは権力を手にしているだけはるかに危険である。したがって政府の位置にあるものには、たとえ国民から選ばれた者といえども、これに絶えず警戒の念を抱き、権力の濫用をふせぐようにしなければならない。そうするには、ミルによれば、方策は一つしかなく、それは統治の効率を妨げない範囲で、代表者の任期をできるだけ短くすることである。このようにして、代表者がその地位についている間、よからぬことをして獲得しうる利益と、彼が一般社会の市民にもどされたときそのために加えられる《罰》である害悪とを比べ、前者が上まわらないようにすることである。[74]

> 抑制集団〔議会〕に帰属せしめられている権力はその強さを一定限度以上に削りえない。統治を委ねられている人たちの側の反対にうち勝ちうるだけに十分強くなければならないからである。このため代表者に与えられている権力の強さを減じえないとして、権力を削る残された方法は他に一つしかない。それは期間である。・・・期間の短縮こそそうした手段であると。代表者が代表者としての地位を保つ期間の方が社会の普通の成員にすぎない期間と比べて短かければ短いほど、悪政によってえられる短期間の利益によって、より長期間の利益のぎせいを償うことがそれだけ一層むずかしくなるからである。

ではいったい、代表者である期間を短かくすることによって、ミルが警告する権力の濫用を防ぐことはできるであろうか。それは不可能であろうというのが、マコーレーがミルに加えた重要な批判の一つである。[75] 任期を短くしたところで、その期間中に、悪意ある代表者は、例えば法を改正して任期をのばしてしまうなどし、権力の濫用を長期化してしまうであろうというのである。こうすると、代表の関係には最低限の信頼は不可欠であるといえよう。ここで、代表の

成立についてバークが述べた有名な言葉、「利害の共同性と感情や欲求の共感」を思い起こしえよう。「いかなる種類の人民であっても、その名において行動する者と、そうした人たちがその名で行動する人民との間には、たとえ受託者(トラスティー)が現に人民によって選ばれたのではないとしても、利害の共同性と感情や欲求の共感というものがある」と。代表の関係には利害の共同性とともに、「感情や欲求の共感」が必要なのである。代表の世界は単なる利益の世界には成立すまいし、持続しえまい。利益の関係しか存在しない世界では、ミルに対するマコーレーの批判が妥当しようし、それを避けようとすれば、代表者は限りなく〈代理人〉に接近せしめられなければなるまい。これに対し、信頼関係があるならば、一時的に代表者の行動によって損害をうけたとしても、代表関係は持続しようし、ときには、利益の関係がなくとも、信頼関係さえあれば代表関係は成立し持続することもできよう。

代表における信頼関係は、直接に、代表者と代表される者との間で生まれるとは限らない。互に他の信頼可能性を直接に確かめることは必ずしも容易でないからである。社会の単位が巨大化し、人間関係が複雑となった現代ではとくにそうであろう。信頼性の確認は間接的に、より広くより長期の脈絡の中で行われるものである。当の国の代議制がどのような歴史的背景をもっているか、代表者が所属する政党はどういう過去の実績をもつか、ということは特に重要なことであろう。代議制にせよ政党にせよ、広くかつ長い歴史をもっており、人びとは、経験上よりよくその歴史と実績を知っているこれらのものを介して、代表者の信頼性を確認する。そればかりか、こうした確認そのものさえ歴史的で伝統的なものにさえなる。つまり、それぞれの国には代議制への信頼度の伝統があるし、それぞれの政党への支持も多くは〈伝統的〉なものであろう。われわれは第一節において、ヨーロッパ的とりわけイギリス的な代表の観念の伝統と、アメリカ的な代表の観念の伝統とを対比させてみた。イギリスにおいては、代表者の独立性とエリート主義の伝統は強い。これはそれなりの歴史的背景をもっている。それは、一言でいえば、〈政治的階層〉への伝統的な信頼と〈ジェント

ルマン》の理念への国民的評価とであった。《政治的階層》の重要な供給源であったアリストクラシーが最もよく《ジェントルマン》の理念を体現するともされてきたのである。

代表者に対する信頼性の問題はグループの一体性と密接に関係する。それは、代表者と代表される者との直接的な関係（グループ）にせよ、さらに広い単位のグループにせよである。キャムは中世の代表について述べた際こういっている。[76] 代表というものは、なんらかまとまりのあるグループが存在し、一定の状況で、統一された意志を決定しそれを表明しなければならないとき、ごく自然に生まれてくると。代表関係の成立にはなにがしかグループのまとまりがあることが必要であろう。国にまとまりができたときにのみ、ある地方から送られてきた代表者は全国的な争点あるいは他の地方についての争点について議論することができる。国王のみが全国的な統合の機能を果たし、国民が十分な国民意識をもっていない中世においては、各地方から選ばれてきた代表者の集まりは十分な意味での代表者の集まりとはいえない。人びとは自分の都市の代表者には信頼がおけても、他の都市からの代表者には信頼がおけないのである。グループが体をなさないときには、代表の集まりは、バークのいうように、各国大使の集まりにすぎない。

しかしながら、代表を考えるのに、余りにも強い一体性をもつグループを前提にすることはできない。強い一体感をもつグループの下でのみしか代表を考ええないならば、代表の存在領域は極めて狭いものになってしまう。いわば、小さい結社（会社）にしか代表はありえないことになろう。代表者は強固な集団的一体性のない人びとの間で、自ら統合機能も果たすということ、このことにも着目しなければならない。ホッブスは、集団の統一は代表をまって、つまり「代表者の統一」によってのみ可能であるとした。彼の言葉は極端にすぎるが、一面の真理をついている。代表者の統合機能をみなければ、代表は殆ど語ることができない。それは、代表者がかたい一体性をもった集団の意志を実行するだけの代理人でないことの証拠であり、代表者が独立的であることを条件とする。だが、その場合それだけ、代表者の信頼

性の確認という点からは困難さは増すことになる。

われわれはここで、利害の一体性とも、強い集団的一体性とも異なる別の次元の一体性を考えることができよう。それはカルチュラルな同質性である。それは利害の一体性や集団的、とりわけ制度的一体性ほどはっきりと《目に見える》ものではないが、それでも十分に強力なものでありうる。ある著者のいう社会への「忠誠心」であるともいえよう。

《国家》の法のなかに表現され保持される価値についての共通の承認、これらの価値に付着した共通の感情の高みにまで上昇した共通の承認である。しかし、それは国民の心を動かす唯一の共通の感情ではない。《国家》とその法の体系をこえてなにものかが存在するゆえに、また、《国家》とその体系に対する忠誠心の感情をこえた何ものかが存在する。これは、国民が《国家》の領域をこえた・・・その活動の範囲における、国民《社会》そのものに対して抱く共通の感情である。これは、言葉の最善かつ最高の意味における国民感情、《ナショナリズム》である。それは、国民の生活様式や文明型態の探求や涵養において国民《社会》によってなされた長い間の協同の努力についての感情、つまりその《社会》の過去と現在に各人が負っており、その将来にすべての人が義務を有するという感情である。[77]

代表の基礎となる信頼関係とはこうした感情である。個々の代表者との関係にはこの感情の上にさらに別の信頼関係が――代議制や政党等への信頼――が加わったものであろうが、多かれ少なかれこうした感情に支えられなければ不可能であろう。したがって、すべての代表の基礎にはこうした文化的(カルチュラル)一体性が存在するといってよい。したがって、十分な意味での代表には文化的(カルチュラル)な代表があることになろう。[78] 確かに、文化的な代表は政治的代表に直接つながるものではない。そうみることは、政治的代表に――おそらくカール・シュミットのように――あまりに大きな比重をかけることになろう。そこには全体主義のにおいがする。政治的代表はまずもって個々人の価値観や利益を問題とせねばならないからである。文化的代表は政治的には《象徴的》なものとしてしか表現されえまい。もっとも、象徴も一つのrepresentationの意味ではある。ここで、《実際的》政治を支える《尊厳的》王冠の存在を強調したバショットを思い出さないわけにはゆかない。

以上第一章で述べたことを基礎としながら、以下で私なりの代表の理論を展開してみた。

註

(1) Speech to the Electors of Bristol ,1774.

(2) Algernon Sidney, *Discourses Concerning Government*, 1704. A・H・バーチ『代表――その理論と歴史』河合秀和訳五〇ページ。

(3) G. Leibholz, Parteienstaat und repräsentative Demokratie. Eine Betrachtung Art 21 und 38 des Bonner Grundgesetzes, 1951, 竹内重年訳（ライプホルツ外『二〇世紀における民主制の変化』七七―七九ページ）。

(4) L. S. Amery, *Thoughts on The Constitution*, 1948, p.55.

(5) ルソー『社会契約論』第三篇一五章。

(6) Sir Lewis Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George* III, 1929. 彼は、一八世紀半ばのイギリスの政治家たちが決して理念で動いておらず、行為の動機がきわめてエゴイスティックなものであるとして、当時の政治の世界を構成した。この時期は彼の人間観にきわめてよく適合するものであったのかもしれない。小川晃一「イギリス史学の発展――一八世紀史学研究」『天地』一九七九年四月参照。

(7) 小川晃一「アメリカ合衆国における選挙権拡大の歴史過程――成年男子普通選挙権まで」『北大法学論集』三四巻一号六〇ページ参照。

(8) John Adams, Letter to John Penn, *Works IV*, p.205.

(9) John Adams, Defence of the Constitution of Government of the United States of America, *op cit* p.284.

(10) James Wilson, *Works*, I, 1896, p.341 ; Hanna Fenichel Pitkin, *The Concept of Representation*, 1967, p.61.

(11) *Democracy by Thomas Jefferson* (ed. Saul K. Padover, 1939) , *p.127.*

(12) *op. cit.*, Letter to J. Taylor, 1816, p.61-62.

(13) J. Bentham, *Anti-Senatica*, p.212.

(14) 上掲ピトキン教授の業績は画期的なものであり、これまでの研究のレベルを一気にひき上げたといえる。

(15) 代表の《便宜》的な説明の典型は、代表者の独立性は、国の国土が広く、交通・通信機関も発達しておらず、代表者が審議に加わったり交渉していたりする間、彼が彼を送り出した人々と連絡がとりえないから、というようなものであろう。こうすると、また、現代は交通・通信機関も発達し、連絡がとり易くなり、したがって交渉・審議中も人々の意見が代表者に伝えられるようになって、独立性がうすまったという見解もありえよう。こうした見解も一面は正しいだろうが、それだけでは十分ではない。かつて遠隔の地に送り出された代表者に、かなりの信頼が寄せられていないとしたら、どうして彼の判断を自分のものとしてうけいれられるであろうか。この信頼はどのようにしてえられたのであろうか。

(16) Pitkin, *The Concept of Representation*, 1967, esp. chap. I, The Problem of Thomas Hobbes. また' Hobbes' Concept of Representation, *The American Political Science Review*, vol. 58, 1964.

(17) *The Concept of Representation*, pp.38～39.

(18) 『リヴァイアサン』第一七章。

(19) ピトキン上掲論文参照。代表のカテゴリーは『リヴァイアサン』になってから現われ、それ以前の政治論にはないといってよい。

(20) 同一八章4。

(21) 同一六章。

(22) ピトキン教授は、ホッブスが演技を土台にして代表を考えはじめたこと、また、こうした出発点によりながら、それを発展せしめなかったということには、十分着目していないように思われる。ホッブスの代表論についての教授の研究で欠陥の一つはここにあろう。

(23) *Verfassungslehre*. S. 205. 国民が「政治的統一の状態に達する」には、二つの方法しかない。一つは人民の直接的な政治参加である。もう一つはこれと対立するもので、「人間によって人格的に代表される」というものである。「真正の国家の分類」は、こうしてすべて「同一性か代表か」という「この決定的な対立に還元される」のである。「真正の国家分類は・・・すべて同一性と代表というこの決定的な対立に還元される」のである。

(24) *Ebenda*, SS. 209-210.

(25) *Ebenda*.

(26) 『統治二論』II一三章「国の権力の従属」一五一。

(27) 同。

(28) 同、一五六—五八。

(29) ホッブスは政治的代表の観念を、英語の representation の意味の一つであった「演技」からえた。ロックは『人間悟性論』の中で representation という言葉を用いているが、これと彼の政治的代表の観念とがどう連関しているかははっきりわからない。Geraint Parry, Locke on Representation in Politics, *History of European Ideas*, vol 3, No. 4, 1982 参照。

『悟性論』で彼はしばしば'Images or Representation'と並べて用いる (ex. II, xxx, 2)。これは image, phantom, or representative of the common wealth'と並べている『政府論』の用法と似ている（もっとも、representation と representative の違いがある)。ロックが『悟性論』において representation という言葉を用いているのは、対象（実物）と「観念」との関係においてであり、絵が実物をよく表出しているように、観念が対象をよく表出しているかどうかという意味においてである。後に述べるようにこうした representation の意味は政治的代表においても重要なものと思われるが、ロックにおいてそれがどのように関連づけられていたかは明らかではない。

(30) Thoughts on the Cause of Present Discontents, 1770.

(31) Letter To Langriche, 1792.

(32) 拙稿「ロック——円熟期ロックの政治思想」、第二節「トラスト論」（革命論）、田口富久治・田中浩篇『国家思想史』上。

(33) 『統治二論』II二四〇。なお上掲拙稿参照。

(34) 『社会契約論』第三篇一五章。

(35) 「主権は譲り渡すことができない」という章（第二篇一章）においても次のように言われている。

主権は一般意志の行使にほかならないのだから、けっして譲り渡すことができない。また主権者は集合的存在にほかならないのであるから、自分以外の者によって代表されえない。権力は譲り渡すことができるが、意志はできない。

(36) 同第三篇一五章。ルソーにとって、あらゆる政府は主権者ではないく、主権者の一般意志を実行に移す代理人 commissaires にすぎない（第三篇一章)。

(37) Jean-Marie Benoist, Critique du Signe et Le Representation de Rousseau à Aujourd hui, *History of European Ideas*, Vol. I, N. 2, 1981.参照。

(38) ケルゼン『一般国家学』清宮四郎訳五二八ページ。

(39) 「議会制の問題」Das Problem des Parlamentarismus, Soziolgie und Sozialphilosophie, Schriften der Soziologischen Gesellshaft in Wien, 1925, 上原・長尾・森田・布田訳「議会制の問題」、『デモクラシー論』六〇ページ。

(40) 『一般国家学』同。

(41) 同五二九―三〇ページ。

(42) ケルゼン、「議会制の問題」六一―六三ページ。

(43) 『社会契約論』第三篇一五章。

(44) Speech to the Electors of Bristol, Burkés Politics, p.115, 116.

(45) ラスキ『政治学大綱』。

(46) 同。

(47) ラスキの頭には彼が反撥するイギリス観念論があったのであろう。ボーザンケットによれば、各自我の統合・合一された状態が《真の自我》を現わすものである。

(a)他の自我に対する自我の消極的関係は、共通の自我の概念の前に解体し、(b)法や政府に対する自我の消極的関係は、ささいで、反抗的なムードに反するような真の自我の前に消え去り始める。他人の中の一人としてという人間の全概念は崩壊し、自分を現に他の者と同一化するとともに、そうあらねばならないと自ら認めるものに自分をしてゆく何ものかを自分の中に見つけ始める。(L. T. Hobhouse, The *Metaphisical Theory of the State*, 1918, p.41 による)。

ラスキは欲求の多元性に対応して、一つの自我を分け、多元的な社会結合（結社）を構想したということもここでいっておこう。

(48) Speech to The Electors of Bristol.

(49) しかし、よく《誤解》されているが、バークは地方的利益が無視されてもよいとは考えない。地方的利益も「全体の利益」の一部分をなしているからである。要は、地方的利益と全体の利益とのバランスである。バークは、全体の利益を考えるのに、いくつかの利益（集団）の間のバランスというターム（利益代表）で考えもした。後述二八―三〇ページ参照。彼がマンチェスターの利益がすでに《事実上》代表されていると考えた（virtual representation）が、それは一般的な全国的利益の中に融合されているということではなくて、マンチェスターの利益は、商業上の利益としてすでに例えば同じ商業的利益をもつブリストルの代表者によって、実際上代表されてい

るから、改めて代表者を議会に送る必要はないというのである。即ち、商業的利益（勢力）が現に認められ、ブリストルの代表者を通じて、それが議会に代表されているというのであり、一つの利益が集団として認められているのである。

(50) Namier, *op. cit.*

(51) ギゾー『フランス史論』一八二二年。

(52) 一八世紀イギリスの選挙制度、とりわけバラーの選挙制度はきわめて多様であり、単純には一括できない。バラー内の〈フリーマン〉という〈地位〉をもつものが選挙権者となっているバラーはかなり多く、このものは直接財産に結びつくものではない。しかし、この特権的地位も〈財産〉のように扱われ、売り買いされるものも少なくはなかった。一八世紀においては、地位や官職も〈財産〉のようにみられたのである。

(53) すでにバークにおいて利益代表の観念があるとされる。F. R. Pole, *Political Representation in England and The Origin of the American Republic*, 1966, pp.443-44. しかし、利益代表の観念が説明されているとされる Thoughts on the Cause of the Present Discontents, 1770 にはそれほど明確な主張はないように思われる。

(54) 一七九三年代表制度改革についての議会討論。James Mill, *Essay on Government*, 1924～1925, 小川晃一訳『教育論・政府論』一六一―六二ページ参照。

(55) 同、一六一ページ。

(56) 同。

(57) 一八世紀のイギリスには、貴族＝大地主の支配するアリストクラシー、あるいはオリガーキーがあり、これに商人とりわけ貿易商人が加わって、政治における有力な階級を構成した。基本的にはアリストクラティックな社会であり、この点独立革命後のアメリカとは全く異なっている。アメリカは諸利益、階層制は（もともと強くはなかったが）くずれており、分散し多様化し、分権化していた。つまり、地主でも大小が、地主と小作人が、商工業の中でも、商人、それも大商人と商店主が、大小の製造業者、各種の製造業者が、様々の異なる利益をもつようになったのである。J. Madison, *The Federalist*, No. 10. マジソンにとっては、利益は「多様で干渉し合っている」のである。

(58) Letter to Langriche,

(59) ジェームズ・ミル同一七三ページ。

(60) 同一七五ページ。
(61) 同一八一—八二ページ。
(62) ベンタム『道徳及び立法の諸原理序説』第一章第五節。
(63) 同。
(64) 英語でinterestのもともとの意味は〔法律的紛争等への〕《関与》というようなものであったが、やがて、紛争等に客観的に巻き込まれたならばどういう心理になるかという主観的な意味が生じてくる。主観的な意味をもつinterestedという言葉が用いられた最初の事例は—OEDによれば—一七世紀末であるが、名詞や動詞で用いられる主観的な意味が加わるのは、一八世紀もかなりおそくなってであるという。
(65) 《懐疑主義者》といわれるヒュームも、理性によって見出される客観的秩序の存在を認めていたし、「趣味」にも一定の客観的な基準を認めていた。

理性の基準は事物の本性に基づいており、永遠のもので、神の意志によっても変えられない。趣味の〔快苦を与え、従って幸不幸を構成する〕基準は、動物の永久の構造から生じ、究極的には神からきたものであって、神は各存在に固有の本性を与え、いくつかの類と存在の秩序をととのえたまうたのである。*Enquiries concerning the Human Understanding and concerning the Principles of Morals*, 1902, p. 294.

(66) ジェームズ・ミル、同一一七—一八ページ。
(67) J・S・ミル、例えば『功利主義』伊原吉之助訳（『世界の名著』）四六四ページ。
(68) 同。
(69) 例えば、Alan Ryan, *The Philosophy of John Stuart Mill*, 1970, chap. xi 参照。
(70) J・S・ミル『代議政治論』第六章、山下重一訳（『世界の名著』）四四四ページ以下。
(71) J・S・ミル、同四五二ページ。ミルは階級の代表を均衡させると同時に、少数のすぐれた公正な人によってバランスが「理性や正義や全体の善」に傾くようにしようという。彼の比例代表観も、そうしたマイノリティの代表者選出をねらったものである。同第七章。
(72) ジェームズ・ミル、同一四七ページ。

(73) 同一二〇ページ。

(74) 同一五〇—五一ページ。

(75) Macauley, Mill's Essay on Government : Utilitarian Logic and Politics, *Edinburgh Review*, no. xcvu (March 1829), Article vii.; *Utilitarian Logic and Politics*, edited by Jack Lively and John Rees, 1978, p. 114-15.

(76) Helen M.Cam, Liberties and Communites in Medieval England, pp. 226-27.

(77) Ernest Barker, Principles of Social and Political Theory, 1951. 堀豊彦・藤原保信・小笠原弘親訳『政治学原理』二〇四ページ。

(78) 「文化的代表」の概念は、別の機会に論ずる予定である。
イギリスにおける代表のエリート主義的伝統についても、イギリスのアリストクラシーの伝統とともに、〈ジェントルマン〉—〈ディセンター〉のカルチュラルな伝統が重要であると思われるが、これについても、別の同じ機会に論じたい。